別表第１

許 可 の 基 準

事業の種類	両　　数　　等
製 作 業 者	許可申請を行った日の直前３ヶ月における 回送の実績又は計画が月平均　５両以上
販 売 業 者	許可申請を行った日の直前３ヶ月における 新車販売業者 販売の実績又は計画が月平均　５両以上 中古車販売業者 販売の実績が月平均　１０両以上
陸 送 業 者 （貨物自動車運送事業法による認可事業者の場合）	ア．陸送の実績又は計画が月平均　３０両以上 イ．自動車の製作、架装又は販売を業とする者と直接に陸送委託契約を締結し、かつ、契約期間が１年以上継続されるものであること。 ウ．回送業務に従事する運転者及び積載車を有すること。 エ．回送自動車の運行管理について自ら責任を負う者であること。
陸 送 業 者 （上記以外の陸送業者の場合）	ア．陸送の実績又は計画が月平均　３０両以上 イ．自動車の製作、架装又は販売を業とする者と直接に陸送委託契約を締結し、かつ、契約期間が１年以上継続されるものであること。 ウ．陸送に直接従事する運転者を１０名以上常時雇用しているものであること。 この場合の運転者は、日々雇い入れられる者、２月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者であってはならない。 エ．回送自動車の運行管理について自ら責任を負う者であること。
特定整備業者	ア．許可申請を行った日の直前１年間の法第３５条の臨時運行許可に基づく運行実績が７台以上あること。 （２回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前１年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が７台以上あること。）

（注）１　事情やむを得ない場合とは、離島等を言い上記の基準を緩和することができる。

２　１両未満の端数は、四捨五入とする。

３　小型二輪自動車の場合は、上記基準のそれぞれの業種の２倍とする。（特定整備事業者を除く。）

別表第２

許可番号標の貸与基準

<table>
<tr><td>事業の種類</td><td colspan="2">番 号 標 の 貸 与 限 度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">製作業者
販売業者</td><td>１ヶ月平均の実績又は計画</td><td>貸与限度数</td></tr>
<tr><td>５０両以下</td><td>５両まで毎に１組（枚）以内</td></tr>
<tr><td>５１両以上</td><td>１０組（枚）に、５０両を超える数が１０両までを増す毎に１組（枚）を加えた組（枚）数以内</td></tr>
<tr><td>陸送業者</td><td colspan="2">陸送に直接従事する運転者数に１．０を乗じた組数（枚）以内</td></tr>
<tr><td>特定整備業者</td><td colspan="2">営業所毎に交付（貸与）申請を行った日の直前１年間の法第３５条の臨時運行許可に基づく運行実績が７台以上（２回目以降の許可の場合は交付（許可）申請を行った日の直前１年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が７台以上）である場合。

１枚（組）</td></tr>
</table>

（注）　１　事情やむを得ない場合とは、離島等を言い上記の基準を緩和することができる。

２　１両未満の端数は、四捨五入とする。

３　小型二輪自動車の場合は、上記基準のそれぞれの業種の２倍とする。（特定整備事業者を除く。）